

<書 評>

西ドイツにおける近代教会 巡察報告書の刊行

『東西プロイセンにおける福音派の一般教会並びに学校巡察報告書, (1853~1944)。ゲッチンゲン, 1970年, 1,026頁』

Die evangelischen General-Kirchen-und Schulvisitationen in Ost-und Westpreußen. 1853 bis 1944. hrsg. v. W. Hubatsch, bearbeitet. v. I. Gundermann. Göttingen 1970. 1,026 Seiten.

『1920年に東西プロイセン並びにポーゼンから分離された教会管区における福音派一般教会巡察報告書, ゲッチンゲン, 1971年448頁』

Die evangelischen General-Kirchenvisitationen in den von Ost-und Westpreußen sowie Posen 1920 abgetrennten Kirchenkreisen. bearbeitet. und hrsg. v. W. Hubatsch. Göttingen 1971 448 Seiten.

阿 部 謹 也

16・7世紀ドイツのいわゆる近世史史料の多くがいまだ大部分文書館に眠っており、僅かの研究者の目にしか触れていないのは周知の事実であるが、《教会巡察》Kirchenvisitation に関する史料は福音派諸州において近年刊行されつつある。すでにポンメルン、ザクセン、シュレージェン、ブランデンブルク等については、われわれはこの時代の豊富な《教会巡察》の記録を歴

史研究上の重要な史料として使用することが出来る。^{*}わが国のドイツ史研究においては、この時代の研究者の数が少ないためもあって、政治・経済・社会・宗教・文化の各分野にまたがる極めて包括的なこの種の史料が全く使用されていないのは誠に残念なことである。ところで、比較的わが国でも研究者の多い19・20世紀の東西プロイセンにおける教会・学校巡察報告書が最近フーバツチュ、グンダーマン両氏の努力によって歴大な史料集として刊行された。1853年から1944年までの、ドイツ近・現代史において決定的に重要な時期に、ドイツ諸州のなかでも対内外政策において多くの問題をかかえた東西プロイセンの教会・学校巡察報告書が公刊されたことは、今後の研究の進展に大きな収穫を約束するものといえよう。ドイツ本国においても19・20世紀における教会・学校巡察報告書はほとんど文書館に眠ったままで評価・利用されておらず、本書(2巻)が最初のものであり、その有する意義は大きい。

教会巡察は周知の通りビザンツでは四世紀、西欧カトリック教会では六世紀にすでに司教によって実施され、堅振礼と結合したために特にフランクの教会で盛んに行なわれていた。宗教改革ののちは1526年から1530年にかけてザクセンで行なわれた教会巡察が最初のものといわれ、16・7世紀のプロイセン公国においても盛んに実施された。教会巡察を通して新しい教えを普及し、領邦教会の建設を側面から援護し、領邦国家の形成が推進されたのである。しかし18世紀初頭以降はあまり行なわれなくなっていた。教会巡察

* Die Registraturen der Kirchenvisitationen im ehemals sächsischen Kurkreise. bearb. v. K. Pallas. Geschichtsquellen der Provinz Sachsen. hrsg. v. d. Historischen Kommission für die Provinz Sachsen. 41. Halle 1906~18. Die brandenburgischen Kirchenvisitationsabschiede und-Register des XVI. und XVII. Jahrhunderts. Veröffentlichungen der Berliner Historischen Kommission beim Fiedrich-Meinecke-Institut der Freien Universität Berlin. Bd. 6, 2Bde. hrsg. v. Zimmermann, G., Berlin 1963. Die evangelischen Kirchenvisitationen in den welfischen Landen, 1542-1544. Instruktion, Protokolle, Abschiede und Berichte der Reformatoren. Göttingen 1897. Kirchenvisitation 全般に関する文献案内はかなり古いが Wolf, G.: Quellenkunde der deutschen Reformationsgeschichte. II. Kirchliche Reformationsgeschichte. I Teil, Hildesheim 1965 S. 7 ff. を参照。

によって、一般的には教義の同質性、牧師の育成、教会・牧師館・学校等の監査が行なわれただけでなく、教区共同体の一般的状態、教区民の教育水準、礼拝への参加、聖餐式への参加、教会の書物を含むすべての教会財産目録の実数調査、財政状態、埋葬場所の状態、フーフェ数、人口密度、宗教関係、文書記録等も調査の対象とされていた。こうした多様な調査対象から明らかのように、教会巡察報告書はまさに地域における中心的史料たる性格を備えているのである。しかも単に地域の社会・文化に関する基本史料であるばかりでなく、教会巡察はそれが福音派高等宗務局（EOK）によって行なわれた限りで、19世紀においても国家の側からする国民の掌握への志向と密接に結合し、特に東部諸州の教会巡察報告書においては、国家の異民族・少数民族支配への志向、言語政策等が明瞭かつ具体的によみとれるのである。こうして教会巡察報告書は、すぐれた価値をもつ第一次史料がすべてそうであるように、地域に密着した史料でありながら、その時々々の国家の政策を如実に反映した史料ともなっている。わが国の外国史研究は不利な地理的・財政的条件のために、いまだ地域史研究の成果をとり入れるにあたっても徹底さを欠き、第一次史料を駆使しうるところまでいってはいない。そのようななかで本史料集の刊行は単に豊富な事実の提供という点においてだけでなく、われわれの歴史研究のこれまでの方法そのものに反省を促すきっかけともなるだろう。

ここに収録されている教会巡察報告書はかつての福音派高等宗務局（EOK）の公文書で、現在はベルリン・シャルロッテンブルグの福音派ユニオン教会の文書館にあるものを主体とし、更にゲッチンゲンのニーダーザクセン州立文書館 *Staatliches Archivlager* やベルリンの枢密文書館（一部はメルセブルグのドイツ中央公文書館）所蔵のものを加えている。編集方針は教会巡察報告書の元の姿を省略せずにそのまま再録し、ただ正書法だけ今日のものに改められている。しかし人名や地名は官職名と共に当然オリジナルのまま再録されている。こうした配慮は特にわれわれのような異邦人にとっては便利であり、この史料の利用価値を高めるものであろう。またグンダーマン

女史による詳細な解説が附せられており、この解説によってわれわれはあらかじめ各史料の位置づけ、教会巡察の制度や担当者、その具体的な手続きなどについて概観をうる事が出来る。

フーバッチュ編の『1920年に東西プロイセン並びにポーゼンから分離された教会管区における福音派一般教会巡察報告書』も全く同様な編集方針のもとにメーメル北部、ゾルダウ、ローゼンベルク、トルン、ダンチッヒ等の諸地域に関する1922年から1935年までの教会巡察報告書を集録している。これらの地域においては、特に他国のなかにおけるドイツ人の教会の在り方の分析を通して、異国のもとにおけるドイツ人教区団体の状況が具体的に叙述され、こうした状況に対するドイツ教会の反応が各所に示されている。編集方針その他もほぼ前の書物と同一なので、ここでは両著を一環したものとして扱う事が出来るだろう。

二

18世紀初頭以来ほとんど中断していた教会巡察が19世紀初頭から再開されるにいたったきっかけは、1829年3月14日の監督長 Generalsuperintendent への訓令にあった。この訓令はベルリンのプロイセン宗教・教育・保健省が出したもので、当時のプロイセン王国の伝統の異なる諸地域における教会事情を統一化し、監督長の活動分野を訓令のなかで画定しようとするものであった。これはまさにプロイセン国家の緊急の課題なのであった。プロイセン王国が19世紀において全ドイツ統一をなしとげてゆくうえで、国民の意識形成という面での最大の困難は、それぞれ伝統の異なるプロイセン内の諸地域をどのようにしてひとつのラントとしてまとめてゆくか、という点にあった。教会巡察もそのためのひとつの手段として行なわれたのであるから、福音派高等宗務局が1852年に教会巡察の本質について述べた見解はそれ以前の訓令とはかなり異っていた。ここでは単に教区監督の掌握だけでなく、教会巡察を監査としてよりはむしろ布告の儀式として行ない、『伝導活動』に役立たせるものにしようとする志向がはっきり示されていた。特に東部に

あった東西プロイセンではケーニヒスベルクとグンビンネンの農村部に独自の言語をもつマズール人とリトヴァニア人をかかえこんでいたから、これらの少数民族の問題（特に言語問題と社会的上昇の可能性の問題）も教会巡察の大きな調査対象になっていた。帝国統一ののちベルリン政府はこれらの少数民族に対してドイツ語の使用を強要しようとしたのだが、福音派の牧師は強制によってかえって両少数民族をドイツ国家へつなぎとめることは困難になるとして、画一的なドイツ語強制政策を批判していた。教会巡察もこうして言語問題に大きな関心をひき起すきっかけとなったのである。こうした事情はプロイセンの監督サルトリウスがまず1853年にハイリゲンバイル、エルビング、1854年にはグンビンネン、シュタルペーネンなどリトヴァニア人の多い地域を巡察し、1855年にはゼンスブルク、オルテルスブルグなどマズール人の多い地域の巡察を行なったことからよみとれる。

1854年2月15日に福音派高等宗務局は以後行なわれるべき教会巡察の訓令を出し、これがその後の基本的な指針となった。そこでは(1)福音派信仰と信条の強化と確保並びに各教区における旧来の福音派慣習を出来るだけ維持・確立すること。(2)不都合な事態、特に教会内の生活に現われてくるようなものの調査と匡正、(3)教区全体の詳細かつ正確な宗教事情の調査とそこに働く者の調査などが目的としてかけられていた。こうして教会巡察が再び行なわれるようになり、一時財政上の理由で中断されたが1880年にはProvinzialsynodが費用をもち、1885年にはその予算に教会巡察の費用を計上するに及んで以後は規則的に実施されるようになった。通常は宗務局が年度はじめに教会巡察の計画をたて、ベルリンの福音派高等宗務局と連絡を取り、土地の事情、耕作・収穫状況、市場や選挙などとのからみ合いを勘案して日時・対象が定められた。教会巡察委員会のメンバーは例えば1853年のハイリゲンバイルの場合にはケーニヒスベルクのObersuperintendentの他Konsistorialräte 2名、Oberregierungsratが政府の代表として参加し、他には外部からの参加者としてヴェストファーレン出身の者とダンチヒ出身の者とが加わっていた。後には巡察対象地域の人間にも招待が出されることが

あったが、はじめは必ずしも当該地域の者は入っていない。エルビングの場合には招待が出されても参加を辞退している。このことから当初地域において巡察がどのようなものとして受けとめられていたが推測しうる。巡察報告書は原則として文章で記されており、歴史学の分類による叙述史料とみなすことが出来る。その他福音派高等宗務局の手によってあらかじめ調査対象となる地域の全牧師に 113 項目の質問が出されており、それによって教会当局と政府は末端の教会にいる牧師の諸事情を知ることが出来た。では具体的にはどのような報告がなされていたのだろうか。歴大な報告書の一部をごく簡単に要約してみよう。

1886年6月16日から7月18日までのほぼ一ヶ月もかけて実施されたオステローデ地区の教会巡察報告書は(1)巡察計画、(2)一般報告(総論)、(3)特殊報告(各論)の三部からなり、(1)は巡察予定の時間割と内容である。各都市、各農村で必要に応じてドイツ語とポーランド語の礼拝が行なわれたのち、各種の学校の各クラスを歴訪し、孤児院、刑務所等を調査し、堅振礼を受けようとする者の審査、堅振礼を受けた者との会合、家長達との会合、Gemeindekirchenrat この会合等が精力的に各都市、各農村毎に行なわれる。これらの調査は朝9時に始められ、夕方6時の説教で終り、それが一ヶ月間つづけられるのである。報告書の第二部では巡察旅行の結果が全体として簡潔にまとめられている。まず教会巡察委員の到着を地域の人々がどのように受けとめたかという点について報告され、ついで礼拝参加の状況、各学校の各クラスにおける教師の授業の進め方を教師個人名をあげて斟酌ない評定が下されている。これはかつての我国における視学の報告を想起させる。教義問答の具体的な例をひき、それに註釈を加え、批判が加えられている。第三部は特殊報告であり、この部分は社会・経済史研究にとって大きな史料価値をもっている。まずオステローデ管区の面積、信者数、Kirchspielの数、教会の数、聖堂の数、宗教組織の数等があげられ、ついで各 Kirchspiel 毎にドイツ人とポーランド人の各人口、学校の状況、教師数、病院の実情等が詳細に報告されている。更に Superintendentverweser の仕事ぶりに対す

る評定が経歴の検討を加えて詳しく行なわれる。例えばロッケンの教会の牧師は60歳でその説教はほとんど価値がない……という具合に。更にオルガニストの評定も行なわれ、こうした福音派教会を担う者達に対してプロイセンの宗務局がどのような掌握方法をとろうとしていたかが如実によみとれる。更にオステローデに比較的多かったバプティストやイルヴィンギアーナー（アーヴィング派）等の少セクトの影響に対する防衛策が具体的に論じられ、教会の建物に関しても修復の必要な部分や構造について具体的な所見が記されている。その他刑務所や孤児院の調査が行なわれ、そこでは主として教会の礼拝を通しての秩序の維持が問題となっている。しかも興味深いことにオステローデ地区は他の地域と比べて中世末以来騎士領の所有者が多く、これらはグーツヘルとして大きな社会的勢力をなしていたのだが、これらの層が巡察に積極的に協力し、大歓迎会を開き、巡察委員会は報告書の冒頭で感謝の言葉を述べている。ここでもわれわれは国家と地主層の癒着と国民の意識形成における相互の協力の姿を極めて具体的な形でよみとることが出来るだろう。

教会・学校巡察の順序はどこでも一応このような形式をふんで行なわれているが、内容はいうまでもなく調査地域に応じて様々である。しかし、そのいずれにおいてもいわゆる近代プロイセン国家を母体として成立した統一ドイツ帝国において、国民の思想統制、国民意識形成への国家の介入がどのような形で行なわれていたのかがここにその全貌を具体的な姿で示しているのである。ここでは東西プロイセンの全都市、全村落における教会生活とそこを中心とする精神生活が他のどんな史料にもこれ程包括的な形ではみられないような形で、直接の経験に基いて叙述されている。土地の状況、慣行や風俗の観察、個々の地域における信仰の在り方、牧師の人柄、学校の教師や生徒更にその時々々の社会的並びに政治的問題への彼らの反応などが詳細に報告されている。従って教会巡察報告書は単に歴史学の分野に限らず、民俗学、思想史、文化史、教育史の諸分野においても基本史料としてすえらるべき性格のものなのである。それにも拘らず、これまで我国の歴史研究においては

すでに刊行されている16・7世紀の教会巡察報告書もほとんど使用されては
いなかった。それはただ財政的な理由で多くの史料を入手出来ないという事
情によるものではなく、むしろ方法上の問題に基く制約の結果でもあった。
これまでの我国における外国史研究は、元来特定地域の諸事実に基いて構築
された概念や理論を、その地域による規定性を無視して借用し、更に地域を
越えた議論のなかで援用し、概念や理論のひとり歩きを助長する傾向が強か
った。そしてそのような方法を支える論理としては、しばしばマックス・ヴ
ェーバーの理念型論が借用され、『無限の多様性を示す事実』のすべてをみ
ることは出来ないという把握のうえで、『思惟によって理念型を構成する』
ことが歴史学の課題であると議論されてきた。たしかに生起した事実は無限
であろうし、視角の如何によっては一枚の文書でも無限の解釈の可能性をひ
めてもいるだろう。しかし残されている史料は残念ながら無限ではない。歴
史研究者である限り自分が対象とする研究分野に関する根本史料は最大限視
野のなかにおさめていなければならないし、それをせずにおいて、正確な理
念型が描けると考えるのは怠惰以外のなにものでもなく、近代経験科学以前
といわねばならない。近代プロイセン国家やドイツ資本主義の成立を扱う際
にも、国家がどのようにして国民の意識の形成に働きかけていったか、その
際の具体的な方法はどのようなものであったか、その場合にいわゆるグーツ
ヘルを中心とする地主階層はどのような役割を果していたのか……といった
問題を全く捨象して単に行政制度や経済構造を分析するだけでは片手落ちと
いわねばならないだろう。そうした意味でも本書は歴大な史料をはじめて公
開し、歴史学の進展に大きな貢献をしたものとして評価されねばならない。

(9. SEP. 1972.)